

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 総合警備保障株式会社  
住所： 東京都港区元赤坂1-6-6

2. 指名停止措置期間： 自 令和4年4月18日 1ヵ月  
至 令和4年5月17日

### 3. 事実概要

上記業者の元使用人が、当該業者の使用人であった令和3年10月28日、ATM(現金自動預払機)のメンテナンス業務中に、千葉県内の金融機関の支店など6カ所に設置されたATMから現金計9,598万円を盗んだとして、窃盗の疑いで令和4年1月5日、千葉県警に逮捕された。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫  
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564